

令和7年 第8回 委員会議題

令和7年3月20日

1 議 案

議案第31号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第32号 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における開票立会人の決定について

議案第33号 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における開票立会人の選任について

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

福岡市西区選挙管理委員会

議案第 3 1 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 3 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1 人 |
| | 内訳 国籍喪失 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 3 月 20 日 |

(根拠)

公職選挙法第30条の11の規定による。(赤④)

議案第 3 2 号

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における開票立会人の決定について

令和 7 年 3 月 23 日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）につき、西区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 7 年 3 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による。

議案第 33 号

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における開票立会人の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）につき、西区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 3 人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和 7 年 3 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 9 項の規定による。

議案第34号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年3月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

専決第1号

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における期日前投票所の設置期間の変更について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における西区の期日前投票所の設置期間を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月18日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口 晴 義

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間	
	変 更 前	変 更 後
福岡市西区大字小呂島61番地 1 福岡市愛宕浜公民館小呂分館	令和7年3月18日	令和7年3月19日

（根拠）

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

専決第 2 号

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の職務を行う日の変更について

令和 7 年 3 月 23 日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における西区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の職務を行う日について、次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 18 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

（根拠）

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第 1 項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第37条第 2 項及び第 4 項並びに同法施行令第24条第 1 項及び第 4 項の規定による。

専決第3号

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における期日前投票所の投票立会人の職務を行う日の変更について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における西区の期日前投票所の投票立会人の職務を行う日を次のように変更する必要があるが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月18日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

別紙の通り

（根拠）

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

専決第4号

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における投票立愛人の変更について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における西区の投票区の投票立会人を次のように変更する必要があるが生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月19日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

（根拠）

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。